

## 業務要求水準書（案）等に対する質問受付等について

### 1 業務要求水準書（案）等の閲覧

下記の日時・場所で業務要求水準書（案）等の閲覧等を行う。

(1) 閲覧期間

平成 26 年 3 月 28 日（金）から平成 26 年 5 月 30 日（金）まで  
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 閲覧時間

8 時 30 分から 12 時 00 分まで及び 13 時 00 分から 17 時 15 分まで

(3) 閲覧場所

神奈川県警察本部 交通部 運転免許本部 免許課

電 話 0 4 5 - 3 6 5 - 3 1 1 1（内線 3 8 5、3 8 6）

0 4 5 - 3 6 6 - 9 0 5 1（直通）

F A X 0 4 5 - 3 6 1 - 4 5 6 8

住 所 〒241-0815 横浜市旭区中尾二丁目 3 番 1 号

Eメール menkyo03@police.pref.kanagawa.jp

ホームページ <http://www.police.pref.kanagawa.jp/>

### 2 業務要求水準書（案）等に対する質問受付

業務要求水準書（案）等の内容に対する質問回答を、次のとおり行う。

(1) 質問の提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、様式 1「業務要求水準書（案）等に関する質問書」に記入の上、Eメール又は郵送により提出すること。

(2) 受付期間

平成 26 年 4 月 21 日（月）から平成 26 年 4 月 25 日（金）17 時 15 分まで（必着）

(3) 回答

質問に対する回答は、平成 26 年 6 月 6 日（金）から県警のホームページへの掲載及び閲覧により行う予定である。

#### 【質問及び回答内容等の閲覧】

(1) 閲覧期間 平成 26 年 6 月 6 日（金）から平成 26 年 6 月 13 日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 閲覧時間 8 時 30 分から 12 時 00 分まで及び 13 時 00 分から 17 時 15 分まで

(3) 閲覧場所 1(3)に同じ

### 3 業務要求水準書（案）等に対する意見招請

業務要求水準書（案）等に対する意見招請を、次のとおり行う。

(1) 意見の提出方法

業務要求水準書（案）等に対する意見がある場合は、様式2「業務要求水準書（案）等に関する意見書」に記入の上、電子メール又は郵送により提出すること。

(2) 受付期間

平成26年5月7日（水）から平成26年5月9日（金）17時15分まで（必着）

(3) 回答

意見に対する回答は、「4 事業者ヒアリング」の結果を踏まえ、入札公告までに公表する。

### 4 事業者ヒアリング

本事業では、従来の業務要求水準書（案）等に対する質問回答及び意見招請に加え、民間事業者の参入のしやすさに配慮した契約条件等の設定の一助とするため、事業者ヒアリング（個別ヒアリング）を実施する。

- ※ 事業者ヒアリングへの参加には事前申込みが必要（事前に申し込まずに、当日来場しても事業者ヒアリングには参加できない。）。実施日程等については、参加者に別途連絡する。詳細は別紙1「神奈川県警察自動車運転免許試験場整備等事業に係る事業者ヒアリングに関する要綱」を参照。